

令和8年2月5日
環境政策部
環境保全課

世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区たばこルールにおける喫煙の制限に加熱式たばこを含めることに伴い、たばこの定義を追加し、及び喫煙の定義を見直す必要が生じたので、世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例を令和8年区議会第1回定例会に提案する。

2 改正内容

(1) たばこの定義（追加）

第2条第4号	たばこ	<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。</u>
--------	-----	---

(2) 喫煙の定義（見直し）

第2条第8号	喫煙	<u>たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。</u>
--------	----	--

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和8年7月1日から施行する。

世田谷区環境美化等に関する条例新旧対照表

別紙

改正案	現行
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。</p> <p><u>(4) たばこ 健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第1号に規定するたばこをいう。</u></p> <p><u>(5) 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。</u></p> <p><u>(6) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。</u></p> <p><u>(7) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。</u></p> <p><u>(8) 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。</u></p> <p><u>(9) 喫煙による迷惑行為 喫煙することによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。</u></p> <p><u>(10) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥(以下「野鳥」という。)に継続して餌を与える行為をいう。</u></p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。</p> <p>(2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。</p> <p>(3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。</p> <p><u>(4) 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。</u></p> <p><u>(5) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。</u></p> <p><u>(6) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。</u></p> <p><u>(7) 喫煙 たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。</u></p> <p><u>(8) 喫煙による迷惑行為 喫煙することによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。</u></p> <p><u>(9) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥(以下「野鳥」という。)に継続して餌を与える行為をいう。</u></p>

改正案	現行
<p><u>(11)</u> 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。</p> <p>ア 鳴き声その他の音</p> <p>イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気</p> <p>ウ 羽毛の飛散</p> <p>エ 攻撃、威嚇及び破壊行為</p> <p><u>(12)</u> 空き地 現に人の使用していない土地をいう。</p> <p><u>(13)</u> 危険な状態 雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。</p> <p>第3条 ～ 省略</p> <p>第20条 附 則 省略</p>	<p><u>(10)</u> 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。</p> <p>ア 鳴き声その他の音</p> <p>イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気</p> <p>ウ 羽毛の飛散</p> <p>エ 攻撃、威嚇及び破壊行為</p> <p><u>(11)</u> 空き地 現に人の使用していない土地をいう。</p> <p><u>(12)</u> 危険な状態 雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。</p> <p>第3条 ～ 省略</p> <p>第20条 附 則 省略</p>